

岩手県告示第 472 号

平成 18 年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 17 年岩手県告示第 1076 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後																				
<p>3 資格審査の申請の方法</p> <p>(1) 申請に必要な提出書類 ア～エ [略] オ <u>商業登記簿の謄本</u>（個人にあつては、営業証明書） カ～コ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 申請書等の提出方法 (3)の場所に直接持参すること。 ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局総務課又は各地方振興局企画総務部に郵送することができる。なお、既に物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）第2条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成20年3月31日までの物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>3 資格審査の申請の方法</p> <p>(1) 申請に必要な提出書類 ア～エ [略] オ <u>登記事項証明書</u>（個人にあつては、営業証明書） カ～コ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 申請書等の提出方法 (3)の場所に直接持参すること。 ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局総務課、<u>広域振興局総務部</u>又は地方振興局企画総務部に郵送することができる。なお、既に物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）第2条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成20年3月31日までの物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>																				
<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務所又は事業所の所在地</th> <th>交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花巻市</td> <td>花巻地方振興局企画総務部</td> </tr> <tr> <td>北上市 和賀郡</td> <td>北上地方振興局企画総務部</td> </tr> <tr> <td>奥州市 胆沢郡</td> <td>水沢地方振興局企画総務部</td> </tr> <tr> <td>一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡</td> <td>一関地方振興局企画総務部</td> </tr> <tr> <td>一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡</td> <td>千厩地方振興局企画総務部</td> </tr> </tbody> </table>	事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先	[略]		花巻市	花巻地方振興局企画総務部	北上市 和賀郡	北上地方振興局企画総務部	奥州市 胆沢郡	水沢地方振興局企画総務部	一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	一関地方振興局企画総務部	一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡	千厩地方振興局企画総務部	<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務所又は事業所の所在地</th> <th>交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡</td> <td>県南広域振興局総務部</td> </tr> </tbody> </table>	事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先	[略]		花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	県南広域振興局総務部
事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先																				
[略]																					
花巻市	花巻地方振興局企画総務部																				
北上市 和賀郡	北上地方振興局企画総務部																				
奥州市 胆沢郡	水沢地方振興局企画総務部																				
一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	一関地方振興局企画総務部																				
一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡	千厩地方振興局企画総務部																				
事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先																				
[略]																					
花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	県南広域振興局総務部																				

大船渡市 陸前高田市 気仙郡	[略]
<u>遠野市</u>	<u>遠野地方振興局企画総務部</u>
釜石市 上閉伊郡	[略]
[略]	
岩手県外(県内に事務所又は事業所を有しない者に限る。)	出納局総務課又は各地方振興局企画総務部

備考 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によること。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地を所管する地方振興局に行ってください。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、県内の事務所又は事業所の所在地を所管する地方振興局のうちいずれかに行ってください。

大船渡市 陸前高田市 気仙郡	[略]
釜石市 上閉伊郡	[略]
[略]	
岩手県外(県内に事務所又は事業所を有しない者に限る。)	出納局総務課、 <u>広域振興局総務部</u> 又は <u>地方振興局企画総務部</u>

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によること。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局に行ってください。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、県内の事務所又は事業所の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局のうちいずれかに行ってください。

2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合にあつては、広域振興局総合支局の地域支援部又は地域支援部県民センターに提出することができます。

備考 改正部分は、下線の部分である。